

2026年1月

金融資産の予想信用損失に係る会計基準等の 公開草案に対する意見（案）について

立教大学大学院人工知能科学研究科客員教授

公認会計士

前田順一郎

目次

1. 簡素化された方法の位置づけ
2. SICR判定に係る簡素化された方法について
3. SICR判定以外の簡素化された方法の論点
4. その他全般的な論点

1. 簡素化された方法の位置づけ

1. 簡素化された方法の位置づけ

(1) 原則的な取扱いと簡素化された方法との関係 ～両者併存の可否の明確化～

(1) 原則的な取扱いと簡素化された方法との関係～両者併存の可否の明確化～

● 問題となるケース

- ・ 親会社：原則的な取扱い⇒傘下：簡素化された方法（あるいは逆）
- ・ 他の金融機関との企業結合（親子会社、持株会社などの形式を含む）が想定
- ・ 同一金融機関内：一般法人向け⇒簡素化、ストラクチャードファイナンス・シンジケートローンなど⇒原則的な取扱い
- ・ 残存期間が長期となる住宅ローンについては複数シナリオを考慮したい

● 簡素化された方法：「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」（BC23）

● 集合的評価の規定⇒個々の債権等ごとに**SICR発生・全期間損失の結果と近似するよう**に**する**」（BC44）⇒近似すれば併存しても問題ないはず

● 企業の信用リスク管理実務の適切な反映⇒原則と簡素化が併存するのは当然 ⇒簡素化法と原則的取扱との関係を整理⇒両者併存の可能性について明確に記載すべき

1. 簡素化された方法の位置づけ

(2) 簡素化された方法の適用対象～一般金融機関や事業会社は適用できるのか～

(2) 簡素化された方法の適用対象～一般金融機関や事業会社は適用できるのか～

- 預金等取扱金融機関以外の金融機関や商社等の事業会社においても、債権等の信用リスク管理を内部信用格付に基づいて行っている場合も多い。
- 適用指針案の簡素化された方法のうちSICR判定に関しては、旧金融検査マニュアルに基づく定義を前提に文案が作成されている
⇒銀行等に限定？ 業種別基準ではないことから、当然に適用できるのでは？
※一般的な会計基準としては、旧金検マニュアルの概念を用いるべきではない？
- 簡素化された方法を一般金融機関や事業会社が適用できるのか、について明確にすべき。

1. 簡素化された方法の位置づけ

(3) 簡素化された方法と延滞基準との関係の整理

(3) 簡素化された方法と延滞基準との関係の整理

- IFRSを適用海外金融機関の実務：事実上の延滞基準（30日超をSICRあり、90日超をデフォルト、但し、延滞等の遅行性については考慮する前提）を用いているケースも多い？
- 要注意先の定義：貸出条件・事実上延滞、業況低調・不安定or財務内容問題
⇒「その他要注意先=SICRあり」と整理すれば、30日超延滞含む、遅行性も勘案
⇒通常はIFRS 9でも妥当では？でも、簡素化：正常先下位（要判定格付）はSICRありが原則
⇒「その他要注意先=SICRあり」で、原則的取扱い+IFRS 9に従っていないか？（国際的な利用者の利便にも資する）
- そもそも、なぜ簡素化された方法としてSICR判定の規定があるのか？
⇒簡素化と原則的取扱いの関係+延滞基準との関係は特に慎重に整理要
⇒一般金融機関や事業会社は簡素化を適用できるのか+簡素化された方法と延滞基準の関係の整理要

2. SICR判定に係る簡素化された方法について

2. SICR判定に係る簡素化された方法について

(1)要判定格付 (2)正常先区分 (3)優良格付と中間格付(4)「信用リスクが低い金融資産」

(1)「要判定格付」という用語の修正

- 「要判定格付」（正常先下位）⇒「原則としてSICRあり」
⇒「SICRの判定を要する格付」ではないかという疑念を惹起⇒用語の修正

(2)正常先の区分を原則として2区分とする修正

- 中間格付が必要になるのは、要判定格付の反証（できる規定）をする場合のみ
⇒原則として正常先を2区分と整理すべき

(3)優良格付と中間格付の定義の明確化

- 優良格付：「優良格付に該当する内部信用格付」/ 中間格付：「いずれにも含まれない内部信用格付」⇒事実上、何も定義されていない。
- 「デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況」によっては「正常先=SICRなし」という整理⇒具体的にどのような場合にこの整理となるのか

(4)「信用リスクが低い金融資産」との関係の明確化

- 「信用リスクが低いと判断される場合」
⇒「債権等に係るデフォルト発生リスクが低い」等の3要件（外格が投資適格など）⇒SICRなし
- 優良格付や中間格付との関係は？ これはGAAP差異なのか？

2. SICR判定に係る簡素化された方法について

(5)反証規定の実務適用上課題

(5)反証規定の実務適用上の課題への対応

- 適用指針案においては、要判定格付に反証規定
⇒例えば、中間格付の範囲を極めて広くする等により、事実上「正常先=SICRなし」という整理をすることは内部統制上、監査上許容されるか。
- 「前期末」という一時点と比較して行うことによる様々な混乱が予想
 - なるべく早めに正常先中位に落とす⇒必ずしも保守的ではなくなる
 - 本来は正常先下位となる可能性のある債務者⇒いったん正常先中位とし状況を見極めた結果、正常先下位に落とす⇒SICRなし
 - 当期末と前期末を比較すればSICR発生とはならないが、例えば中間期末と前中間期末を比較すればSICR発生となる場合あり
 - その他要注意先の状態で貸付を実行⇒正常先にランクアップ
⇒反証規定を用いてもSICRなしとして取り扱うことができない。
- もし反証規定を設けるのであれば、優良格付と中間格付の定義の明確化+実務上の適用上の課題への対応を行う必要。

2. SICR判定に係る簡素化された方法について

(6)反証規定についての会計基準上の趣旨の明確化

(6)反証規定についての会計基準上の趣旨の明確化

- 他の会計基準：「できる規定」は、主に実務上の便宜や保守主義の観点
⇒特に保守的思考が強く求められる預金等取扱金融機関：
　実務上の負荷が大きい+保守主義に反する懸念のある規定
⇒現実的には適用困難 ⇒当該規定の趣旨の明確化
- IFRS9の趣旨：信用リスクの上昇により、契約上の金利水準ではリスクに見合ったキャッシュ・フローを得られなくなった⇒SICRありと判定するもの
⇒要判定格付の反証：期末と前期末の2時点⇒信用リスク下落が急激か緩やかか
⇒IFRS9の趣旨とは似て非なるもの⇒「原則的な処理の考え方の大枠」からも逸脱
- 信用リスク管理の高度化が期待できるものではなく、むしろ信用リスク管理の混乱を招くことが懸念
⇒あえて反証規定を設ける意義は乏しい？

2. SICR判定に係る簡素化された方法について

(7)要判定格付の定義の再整理と閾値の概念の明確化

(7)要判定格付の定義の再整理と閾値の概念の明確化

- 要判定格付：定義上、実際にはSICRが発生しない債権等も含め「SICR発生の可能性がある債権等」のすべてを「SICRありとみなす」ことになる
⇒原則と比べ、（反証規定を用いないと）必ず予想信用損失の額が大きくなる
⇒「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」でもなくなる？ 原則の算定結果と一致しない。
- どのように近似させるのか（公開草案は近似させることを求めていない？）
⇒原則に用いる閾値よりも大きくする、マイナス補正を加える等？
⇒公開草案から読み取れない。要判定格付の定義の修正？明示的な説明？

3. SICR判定以外の簡素化された方法の論点

3. SICR判定以外の簡素化された方法の論点

(1)平均残存期間に係る簡素化された方法 (2)「単一シナリオ許容」の規定

(1)平均残存期間に係る簡素化された方法～要管理先の平均残存期間とは？～

- SICR発生債権等：「全期間の予想信用損失を算定」
⇒全期間の予想信用損失：「債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失」
⇒当該「予想存続期間」の見積りに平均残存を用いる方法
- 要管理先＝信用減損＝デフォルト？
⇒デフォルト債権等の存続期間という概念は存在しないのでは？
⇒「要管理先向け債権等の予想存続期間」とは具体的に何を指しているのか。

(2)将来予測シナリオの「単一シナリオ許容」の規定について

- 「確率加重」は公開草案及びIFRS9の根幹をなす概念⇒「複数シナリオの考慮」
⇒簡素化された方法においては、何らの条件が付されることもなく「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。」
※「すべての企業が確率による加重計算を適用することは実務上困難であると考えられることから」(BC73)という説明
- IFRS9の趣旨及び「原則的な処理の考え方の大枠」から逸脱？ 原則と簡素化の併存が可能でないと成立しない議論だが、再整理が必要では？

3. SICR判定以外の簡素化された方法の論点

(3)予想信用損失の算定に約定金利等を用いる方法の位置づけについて

(3)予想信用損失の算定に約定金利等を用いる方法の位置づけについて

- 貨幣の時間価値の考慮については「償却原価の算定」と「予想信用損失の算定」の二つの場面で論点となるもの
⇒前者：実務指針、後者：適用指針で記載
- 予想信用損失の算定における約定金利等の活用については、約定金利を用いて償却原価を算定した場合の整合性の観点から、必ず適用することが求められるもの
⇒「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」と呼ぶべきものではない
⇒区分あるいは表現を修正すべき

4. その他全般的な論点

4. その他全般的な論点

(1) 「貸倒実績」 「貸倒実績率」という用語の意義の明確化

(1) 「貸倒実績」 「貸倒実績率」という用語の意義の明確化

- 適用指針案で用いられている箇所多数
 - ・ 「合理的で裏付け可能な情報」の例示：「企業内部における貸倒実績」「他社における貸倒実績」
 - ・ 「売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき」
 - ・ 設例8「貸倒実績率に基づく 12 か月の予想信用損失の算定」/ 設例 10「期日経過に応じた引当率を定める方法」
- ASBJ会議での議論「貸倒実績」 = 「過去に発生した信用損失」を想定?
※IFRS 9：「内部の過去の信用損失の実績」「過去の信用損失率」という表現
- 現在「貸倒実績率」の具体的な算定方法（「金融商品実務指針」「Q&A」）の規定をすべて削除することが提案⇒定義の規定は消滅
⇒IFRS9の想定 = 「全期間の損失額の合計」⇒「貸倒実績率」とは概念が異なる？
- 公開草案における「貸倒実績率法」の意義は?
⇒現行と同じ「今後の一定期間における予想損失額を見込む方法」?
or 「過去に発生した信用損失を基礎として（12か月or全期間の）予想信用損失を算定する方法」?

4. その他全般的な論点

(2)IFRS9との整合性の再整理等 (3)受取手形という文言についての対応

(2)IFRS9との整合性の再整理等

- 公開草案における「簡素化された方法」やその他のオプションについては、以下の二つの類型があると思われる。
 - ① IFRS9の趣旨の範囲内で、その趣旨を我が国の預金等取扱金融機関の実務等に当てはめて解釈したもの
 - ② IFRS9の趣旨から逸脱するが、我が国の預金等取扱金融機関の実務等に鑑みて規定しているもの
- 実務上はGAAP差異分析も至るところで求められる
⇒適用予定のオプションについて、①なのか②なのか、という点は明確にすべき
⇒①の内容であれば、事実上は業種別の解釈指針であろうから、規範性のある文書とは別の形で公表するか、他の機関に検討をゆだねるべきではないか？

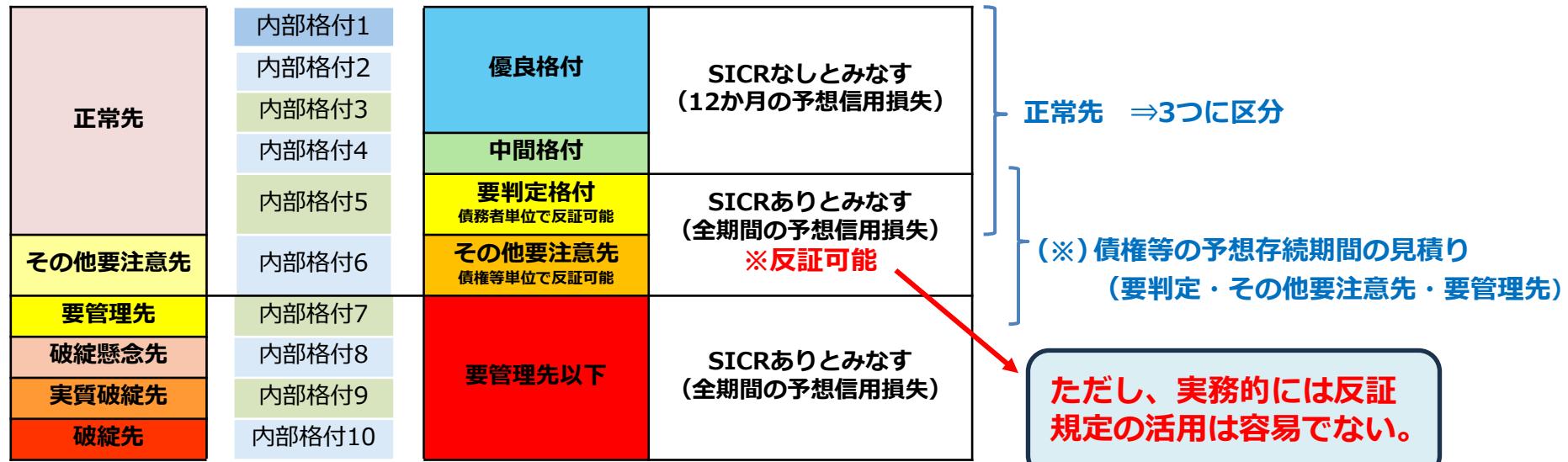
(3)受取手形という文言についての対応

- 2027年3月末までに手形・小切手の交換が廃止されることが決定⇒対応すべき

(参考)
SICR判定に係る簡素化された算定方法の課題

②簡素化された予想信用損失の算定方法 SICR判定・予想存続期間について（公開草案）

SICR判定を行うにあたり、債務者の財政状態および経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき**内部信用格付を活用して判定する方法**を用いることができる ⇒内部信用格付を区分して、**区分に応じて債権等のSICR判定**を行う。



(ASBJ資料より作成)

(※) 債権等の予想存続期間の見積り（内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合）

- それぞれの区分の単位で、**リスク特性が類似した債権等のグループごと**に当該グループにかかる**平均残存期間**を用いることができる
- いったん決定した平均残存期間について、**状況に大きな変化がない限り継続して用いることができる**

正常先の3区分と反証規定

正常先を3つに区分

区分	定義	取扱い
優良格付	要判定格付と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、 優良格付に該当する内部信用格付	SICRなし
中間格付	要判定格付及び優良格付のいずれにも含まれない 内部信用格付	
要判定格付	期末におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、 信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付	原則SICRあり ただし反証可能



要判定格付の反証可能な3つのケース

前期末の債務者の信用格付などに着目し

- ① **中間格付**に区分
- ② **要判定格付**に区分、かつ、前期以前にSICRが生じていない
- ③ **債権等が存在しない**場合

理解のポイント

- 反証規定は「できる」規定
- 中間格付は反証規定のために必要となる区分
→反証規定を活用しなければ区分に意味はない？
- 要判定格付は反証規定を活用しなければSICRあり

要判定格付（正常先下位）の反証規定 実務に適用する際の問題点

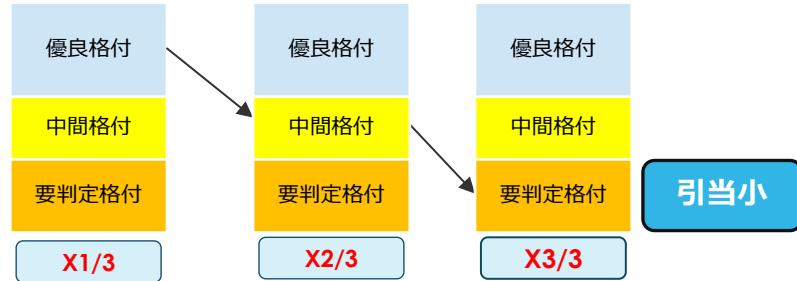
3つの問題点

- ①格付低下の速さや時期による引当額の相違
- ②中間格付の範囲による反証可能対象の相違
- ③要注意先以下のランクアップが反証できない

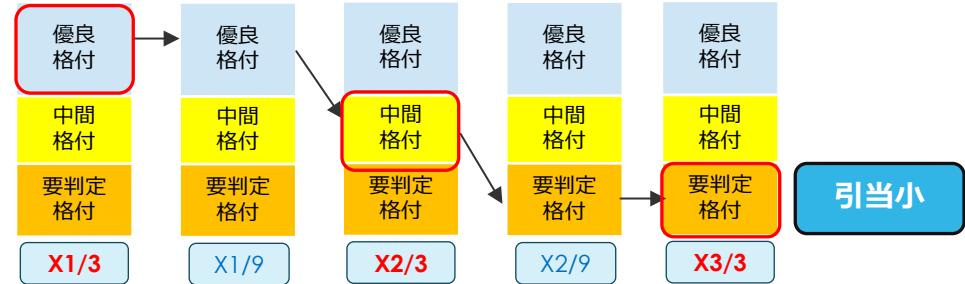
監査上の整理あるいは内部統制の構築も用意ではない
⇒実務上は反証規定の活用はややハードルが高いかもしれない

要判定格付（正常先下位）の反証規定の問題点① 格付低下の速さや時期による引当額の相違

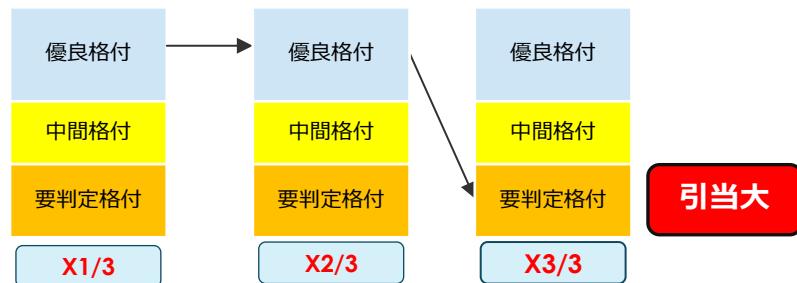
(ケース1-1) 通常は徐々に低下⇒反証可能



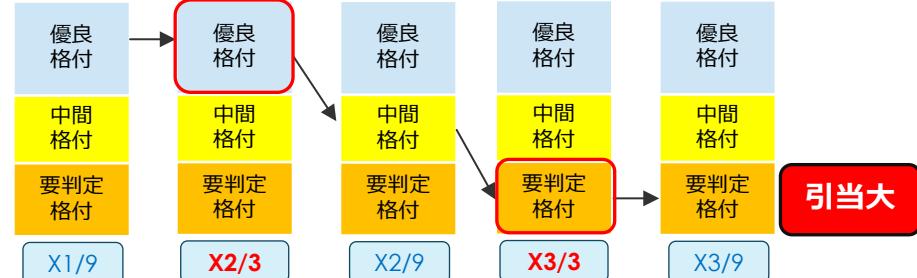
(ケース2-1) 中間から低下開始⇒1年かけて低下⇒SICRなし



(ケース1-2) 急激に低下⇒反証できない⇒SICRあり (ケース2-2) 期末から低下開始⇒1年かけて低下⇒SICRあり



同じように2期後に信用リスクが低下したにも
関わらず、一方はSICRあり（引当大）



左の例の中身を分析すると、同じ動きでも時期がずれると
反証できるか否かが変わる可能性もある

中間格付の区分の妥当性検証は容易ではない

要判定格付（正常先下位）の反証規定の問題点② 中間格付の範囲による反証可能対象の相違



要判定格付 = 原則SICRあり
但し、反証可能

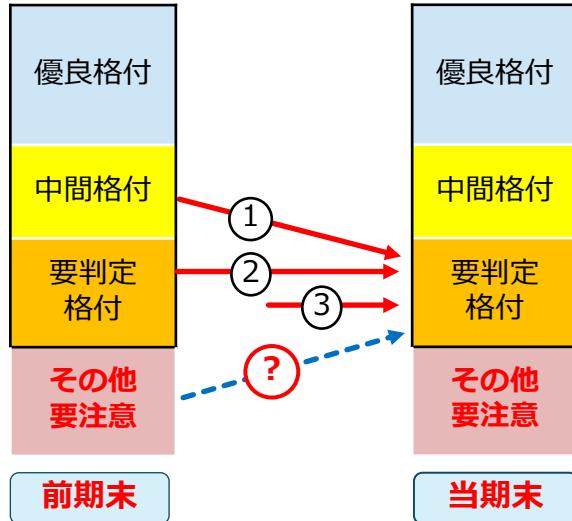
中間格付の範囲を広くした場合
要判定格付の債権のほとんどが
反証可能となってしまう

優良格付 = 「優良格付に該当する内部信用格付」
中間格付 = 「いずれにも含まれない内部信用格付」

中間格付の区分の妥当性検証は容易ではない

要判定格付（正常先下位）の反証規定の問題点③

要注意先以下のランクアップが反証できない



要判定格付の反証可能な3つのケース

前期末の債務者の信用格付などに着目し

① **中間格付**に区分

② **要判定格付**に区分、かつ、前期以前に
SICRが生じていない

③ **債権等が存在しない**場合

公開草案のままだと、前期末にその他要注意先だったケースは反証できない

(中間格付からの) ランクダウン → SICRなしと反証可能

(その他要注意からの) ランクアップ → SICRあり (反証できない)

複雑な管理をしても結果として矛盾を抱えたままとなる可能性

要判定格付の反証規定を活用しない場合の区分

要判定格付の反証規定を活用しない場合

正常先を2つに区分でよい？



「信用リスクが低いと判断される場合」との関係は？



区分	定義	取扱い
優良格付 (正常先上位)	(公開草案の定義ではないが) 要判定格付以外の正常先 ⇒期末におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、 信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がない内部信用格付	SICRなし
要判定格付 (正常先下位)	期末におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、 信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付	SICRあり



SICR発生可能性がある時点でSICRありと整理するため
同じ閾値を用いる場合には**ステップ2よりも貸倒引当金は保守的**になる
(重要性があれば何らかの調整を検討する必要があるかもしれない)